

## 暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

(輸入自動車特別取扱制度の下で日本国に輸入される自動車の取扱いに関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の書簡)

(日本側書簡)

(訳文)

【 】は、環太平洋パートナーシップ協定の附属書二―Dに添付される自動車の貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の付録第四条に関し、輸入自動車特別取扱制度の下で日本国に輸入される自動車(以下「PHP車」という。)に係る日本国の燃費規制の要件及び「財政上の奨励措置」の用語の適用範囲についての将来の取扱いを含む一定の事項に関する日本国政府の見解について、交渉の過程における【 】からの照会に対して回答します。

第一に、第四条1に関し、【 】は、PHP車に係るエネルギーの使用の合理化等に関する法律(いわゆる省エネルギー法)に基づく日本国の燃費規制の要件についての取扱いに関する日本国政府の見解を通報します。

## 暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

省エネルギー法の目的は、日本国内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、エネルギーの合理的な利用のために必要な措置を講ずることです。

現在、省エネルギー法に基づく燃費基準及び燃費表示の要件は、PHP車には適用されていません。現時点において、同法に基づく前記の基準及び要件のPHP車への適用につながり得る関連要素における根本的な変化がないことから、同法に基づきPHP車に対して認めている現在の取扱いを変更する予定はなく、現在の取扱いが予見される将来において継続します。

第二に、第四条2に関し、交渉の過程において、両政府の代表団は、二十十三年四月十二日の自動車の貿易に係る付託事項に従って、財政上の奨励について議論しました。日本国政府は、輸入自動車特別取扱制度及びその関連する規制が中央政府機関の自動車に関する財政上の奨励措置の対象からPHP車を排除しない方法で制定され、及び適用されることを日本国が確保することを定める同条2の規定の適用上、「財政上の奨励措置」の用語には、中央政府機関の税制上の奨励措置を含むが、これに限らないことを確認します。

加えて、日本国は、第四条の規定に従って財政上の奨励措置を実施する際には、環太平洋パートナーシップ協定と整合的である限りにおいて、自動車（PHP車を含む。）について、当該財政上の奨励措置の基準

## 暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

を満たすかどうかを判断するために必要な要件を適用することができます。

最後に、自動車燃料の取扱いに関し、【 】は、第三条3及び4における「自動車製品」の用語には燃料又は燃料添加物を含まないとの日本政府の見解を通報します。

## 暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

(米国側書簡)

(訳文)

PHP車に係るエネルギーの使用の合理化等に関する法律（いわゆる省エネルギー法）に基づく日本の燃費規制の要件についての取扱いに関する説明に感謝します。【 】はまた、アメリカ合衆国政府が財政上の奨励措置並びに自動車燃料及び燃料添加物の取扱いに関する日本国政府の見解を共有していることを確認します。